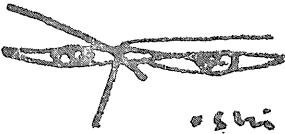


技術と認識（承前）



佐々木
享

(東京化学工業高校分会)

(61)

四

技術と認識という主題から少しそれでしまったようである。

哲学では、認識とは客観的実在の人間による反映である、と説明されている。客観的な実在とその人間による反映を区別する、というところに唯物論と觀念論のわかれめがある。技術教育における「技術と認識」を考えるばあいに、このことはとくに重要である。技術を、ことばではあらわせない觀念的なものとしてみるのでは問題そのものが成立しないからである。そのいみで、前に技術の概念規定についてのべたのであるが、ここでは、さしあたり、いくつかの規定にできるだけ矛盾しないように、技術といふものを労働手段の總体またはそのあり方というように考えておこう。(技術教育の研究には、それでさしつかえない。しかしわゆる)

る應用説とはどうしても多少矛盾するのは、今はやむを得ない)

教育学では、客観的実在としての技術を、こどもたちに認識させることを、大へん重要なしことの一つとしている。しかし、技術は、ある程度は学校教育といふような組織的な教授過程を経なくとも子どもたちに理解されるものである。

そのいみでは、技術は、言語と似かよつた性質をもつてゐるといえるだろう。現代の技術は、しかし、みようみまねで理解するにはその範囲と深さに限度がある。経験によって理解できる技術は、それをどれほど拡大したところで、実在する技術の全体からみると全く小さな部分に過ぎないし、また、まとはずれになつてしまふのである。職業科および職業家

いう科学によつて整理され系統化され構成された知識におきかえなければならぬのである。

技術学の知識が、どのようなみちすじをたどつて人間に認識されるかを解明するのは心理学のしことである。現代の心理学(觀念論にとづく心理学は別として)が明らかにしてゐる認識のみちすじについては、前掲論文で野村篤司氏がのべて

いるのでここではくり返さない。

しかし、技術教育のばにおける「認識」をかんがえるには、「実践」をかんがえなければならない。認識における実践の順序についていえば、まず

第一に、人間の視覚・聴覚等々の感覺器管によつてえられる感覺的経験の段階がある。目を閉じ耳をふさいで客観的外界

とまつたく絶縁している人間には、認識といふものはありえない。しかし、この

ような直接に感覺器管によつてえられた認識は、たしかに客観的な実在の眞実性

のなかにほどの反映ではあるが、それは実在の一面や外側であるにすぎない。認識のこのような段階は、「認識の感性的段階」といふべきである。かくの判定は、主観的にどう感じるかによつてきまるのではなくて、客観的に社会的実践の結果がどうな

るかによつてきまる」(同上書、一八頁)と述べている。かれはまた、「実践を行なう認識は不可能である」(同上書、一九頁)とものべている。ここでいつては、「社会的実践」とは、直接には人間の政治活動に参加することをさしてゐるのであるが、教育あるいは科学的な研究のばにおける実験・実習をも含む人間の活動をさしてゐる。(同上書、一八頁参照)

認識過程の順序についていえば、まず

「認識もしくは理論が眞理である」(『実践論・矛盾論』国民文庫版一〇頁)、「認識もしくは理論が眞

階」または「感性的認識」とよばれる。

技術科の教育内容についていえば、わが国の多くの子どもは、自転車や内燃機関等の機械について、いろいろな感覺的経験を通じて何ほどかの知識をもっている。組織的な教育によらずにもつてある子どもたちの知識は、いわば「自転車というものを使ってる」という程度のものにすぎないことは、教室で教師は容易に検証することができる。これは子どもたちの感性的認識に過ぎないのである。

感性的認識は、それを整理し、判断し、推理し、総合し、一般に科学的に改造することにより、より深く、より正しく、より完全に、客観的な事物を反映した認識にまで高めなければならない。このよな、感性的認識のより深化した段階を、「認識の理性的段階」または「理性的認識」とよんでいる。

感性的認識を、たんに多数集積することはによって理性的認識に到達することはできない。ばらばらな知識をよせ集めてみても、それだけでは客観的な実在を正しく、科学的に反映した認識はえられない。感覚的認識を理性的認識に高めるために用いられる人間の科学的な思考方法は、客觀的な実在そのものにひそめられている論理である。それは、客観的な実在が社会現象であれば経済学あるいは歴史学であり、自然現象であれば自

然科学である。(レニン『哲学ノート』岩波文庫版、第二分冊一二頁参照)もちろん、思考方法(分析・結合・区別・判断・三段論法等々)の一般についての科学(論理学)が活用されることはさうまでもない。

生活単元学習以来の、子どもの経験(その多くは感性的認識であり、そのよせ集めである)を重視すると、う教育における今なお根強く残っている考え方、「認識」の以上のようなみちすじを軽視するところから生れるようと思う。それゆえに、現在、「普通教育の学校で生徒たちに与えることができるのは科学の基本だけである」(ダニロフ、イエシボフ『教授学』邦訳書、一〇一頁)したがって教科の役割は、「科学の基本を、厳密に論理的な順序をふんで教授し、生徒たちの学習労働を順次的に指導し、かれらによる知識・能力・習熟の体系を習得」(同上書二五六頁、傍点はいすれも引用者)させることにみると強調する必要があるようと思う。

技術科教育についていえば、学習指導要領などに書かれているあいまいなことばは別として、この教科における実践と理論(理性的認識)との分裂は極めて著しいものがある。たとえば、学習指導要領の改訂當時に教材等調査委員会中学校職業・家庭小委員会委員長であった細谷俊夫氏は、つぎのように述べている。

「工作、技術・家庭科のいずれにおいて

も、製作の過程を理解し、それについての技能を習得させるだけがそのすべてではない。この過程なり技術なりに、関連する知識、すなわち関連知識が学習の内容になってくる。理科や数学などの科学的知識と密接な関連をもつた機械や電気などをその学習内容とすることになる」と、関連知識はいちだんとその幅を広げねばならなくなつてくる。(岩波『現代教育学』第一巻、一二二頁、傍点は引用者)

ここにおいては、明らかに、製作過程等の作業と、それに関連する知識とが別なものとして理解されている。私たちが、技術科教育で重視しなければならないのは技術学の知識だとしている点とは明らかにちがつて理解されているのである。(同氏は、別のところ『教育方法』一七五頁以下)では技術科の教育内容について学習指導要領もしくは文部省の役人によるその解説とほとんど同じことばかりおり、しがつてまた論理が明確でないので、前述の本から引用した。)

感性的認識から理性的認識に深化された認識は、実践によってそれが真理であるか否かが検証される。しかし、すべての知識が右にのべたような認識の過程を経なければえられないわけではない。個人の経験には限りがあるが、科学的な手続きを経て獲得され実践によって検証された知識は、より容易に他の人に伝達される。技術学的知識についても例外ではない。

五

本稿の主題ではないのだが、「技術科の教育内容は技術学を中心とするべきである」という私たちの主張にたいして、「そんなむづかしいものを中学生に教えることはできない」という非難を耳にすることがあるので、この点に一言しておく必要がある。

もちろん私たちも、中学生に、大学で教授されているようなあるいは工業高校で教授されているような技術学を教授するといつてはいるのではない。そうではなくて、教授すべき知識を、厳密に技術学の論理にまとめて配列しなければならないし、そうすることによってのみ中学生にも技術学的な知識の基本が認識されるだろうといつてはいるのである。同じようないし、うな知識なら、論理的に排列したほうがばらばらなものをよせ集めるよりも容易に理解(認識)されるだろうし、第一、ばらばらな知識ではほんらいのいみでは認識されえないことさえあるのである。

また、知識を、(技術学にもとづいて)論理的に排列すれば、今の学習指導要領に規定されている知識よりもっとむずかしいことからできえあんがい認識できるのではないか(ほんらいそうである筈だと思う)

が、今は実証されていないので仮説としての扱いにとどめる)といつてゐるのである。何らの実証なしに「むづかしすぎる」などといふべきではないと思う。それよりも、子どもの(あるいは一般的の)認識のみちすじに照らすことなく、「一般教育としての技術教育は技術習得のための練習を中心とするべきでなく、それは問題解決のためのプロジェクトとして課せられるのが建設前である」(『教育方略』一七八頁)は引用者)といわれる技術科の考え方を批判的に検討すべきではないのだろうか。

生活経験單元学習以来、この学習方法が、問題のなかに、ばらばらな多様な知識を(非論理的)にしたがって非科学的に持ち込まざるをえないため、眞の意味で子どもに理解(認識)されず、したがつて子どもの学力が低下した、という事実こそは、ここ数年来、民主主義的な国民教育の確立をめざす教師大衆が真けんに取りくんでいた課題なのである。技術科における、いすの製作・自転車の分解組立、エンジンの分解整備等々のプロジェクトは、教授方法としてはもつともと批判的に検討されるべきものである。

同じようなことは、おそらく今年はじめて全国教研集会に提出された、技術学にもとづいて技術教育を実践したといふ岩手県の報告に対するつぎのような評言についてもいえることである。(岩手の報

告については、『日本の教育』第十一集参照)べることもある)といつてゐるのである。

は、高校工業課程の「機械一般」(機械課程以外の生徒がだいたい二単位—七〇時間まで学習する内容)に準拠するとみられる教育内容を十六時間で学習する計画となつてゐる」(『教育評論』六二年八月号臨時増刊、三〇頁)

こゝでいう「機械一般」は、非難の対象とされているようである。(とばでそう書いてないのだから、今はそれは間わないとしても)実際問題として技術科教育にはびこり強制されているプロジェクト法を考えるなら、むしろ「機械一般」をよりどころにしたとみられることが積極的に評価してよいのではないか。高校工業課程の「機械一般」は、おそらく各教師によつて異つたやり方・考え方が教授されているのであらうが、そのばあい最も多く使用されていと思われる実教出版の「機械一般」という教科書は、旧版(昭30年)においては、内容の配列のしかたが全く乱雑を極めており非難に倣するものである。しかし現行の全訂版(昭36年)になると、技術的観点からみてかなり改善されたあとがうかがわれる。(むろん非難すべき点もたくさんあるし、これを中学校でそのまま使うなどとうていふべきはない)ほかに参考とするに足る書物がない現在では、そのままひき写しにする

編集部からの注文では「技術と認識」という問題に関連して小学校・中学校における「手の労働」の問題にふれよ、といふことであつたが、今は、このようないうことを検討する用意がない。しかし、「手の労働」の問題は、わが国では手工教育以来あまり研究されて來なかつたし、現でもほとんど研究されていない、といふことはできるようにならう。実際問題として、教育研究集会でも「技術教育」の分科会ほど小・中学校のあいだの連関がたち切られてゐる分科会も珍しい。(全國教研集会をみても、「技術教育」の分科会の正会員のうち小学校の人は、「平和的生産人の育成」をテーマとした第三次に二名を数えたばかりは、例年一〇名以下、第一〇次はゼロであった)

一方で「生産労働と教育の結合」の原則が叫ばれながら、現実にはこのような状況をうみ出しているのは、基本的には体制側の教育政策に由来していることはいうまでもない。

私の考えでは、「教育と生産労働の結合」という問題は、原則な問題として、

のならともかく、少くとも参考すべきもの一つである。岩手の報告への評者がどちらの版をみているのか知る由もないが、技術科教育の前進のためには、もう少し適切な評言があつて欲しいものであ

らう。まずたゆまず強調しなければならないし、また現実にはそれを不可能にしてしまった現実にはそれを不可能にしてしまった資本主義社会の不条理(労働における人間除外の問題)をばくろしなければならぬが、他方で、労働と教育を結合するみちすじ(その可能性)をきめこまかに検討する必要がある。

大きっぽない方を許していただけば、つぎのようにいうことができるだろ

う。

第一は、「教育と生産労働を結合する」という考え方を現実の教育のなかにとり入れるかどうかということは、教育を民主主義的なものにするか否かにかかわる。基本的な問題である、といふこと。このことのなかには、「労働が人間をつくる」という思想が当然にふくまれる。

第二に、労働もまた、学校教育においては組織的・系統的に行われなければならぬということ。このことは、よりくわしくは次のようないえるだろう。

まず、子どもの身体的・知的能力の発達のどあいからみて、小学校では生産労働を組織的に教授することは恐らく不可能である。しかし、子どもの諸能力の発達の年令的段階に応じて、可能な範囲で労働(とりわけ手労働)を系統的に教授することは可能でありまた必要である。この点は、私のように技術教育にたゞさわっている者からは、現行の图画工作科の教

育は、芸術的な関心の面が色濃くでいて、手労働を系統的に教授するといふような関心がうすいように見える。ソビエトの小学校低学年における「手の労働」の教育内容とわが国の图画工作のそれとをくらべてみるとそのちがいが明らかになるだろう。どちらがいいか私にはわからないが、少くとも前者には「手の労働」を年令段階を追つて系統的に教授しようとしている努力のあとがみられる。『生活教育』六二年九月号所収、原正敏「小学校低学年における『手の労働』の意義と実際」参照)

しかし、実際問題として、子どもは何才ぐらいからハンマーをもつて、木工を打つことができるか、というような子どもたちがまだほとんど調べられていないといふことである。

は、基本的に資本主義という社会体制が阻害しているが、可能であるにも拘らず行なわれていないという面もある。今技術科で行なわれている程度の木材加工なら小学校高学年で実施できることが無数の経験によって立証されている。また、中学校では、技能の習熟を目標とすることは誤りであるが、正しい労働の方法を教授することは必要である。そのいみでは「技能教育ではないけない」などと強調するのあまり、正しい技能の教育を軽視するのは誤りであるといえるだろう。

労働の教授と技術学的知識の教授がどのように結合されなければならないか、という問題はもはや私の手におえない。この問題は、もつともすんでいるといわれるソビエトの教育学界でも、さかんに研究され論争されているといふことをつけ加えておこう。(平沢進「ボリテフニズムと理科教育」、『福井大学教育学部研究論集』第一〇号、一三号所収)

北川 要するに同じ命題を掲げながら、内容の違ったものとして出てくるところに、それをどういうふうに労働者の視点でとらえるかということが、非常に緊急の課題として特に最近、投げかけられているわけですね。それを強めていくということが、日本の民主主義、平和、独立、生活の向上、そういうものを達成していくためにどうしても必要だ。その必要が研究とすることを作り出していく。それは個人の変革と同時に、労働組合そのものの変革にもつながっている。そういう意味では、これからよけい鋭い形で研究というものの中身がとられてくるという段階にさしかかってきているのではないかと思います。そのところでもいろいろの問題が出てくるし、実践のかかわりというふうな問題も、今までと違った意味で出てくるんじゃないかといふふうに思いますが、今までどおり思ひます。そのところでもいろいろの問題が出てくるし、実践のかかわりといふうな問題も、今までどおり思ひますけれども、そういう形でとらえ直していく。ある意味では自治研なんか盛んに曲り角といふことが言われるけれども、曲り角にきたといふことの意味を、もう少し研究そのものの中で具体化するといふことが、今後の課題なのではないか。

編集部 話が佳境に入ってきて切りもしないですけれども、このへんで。

(84ページから続く)

研究は労働者階級の立場で

(33頁より続く) 管理＝経営活動のからみ合いがどう生かされ

ていかなければならぬか等の点が今後の課題として残されて

おります。この点が明らかにされて行かない、管理＝経営の

系列に属する、定数条件の充たされない数少い職種の人びと、

事務職員・養護職員・用務員・給食作業員等の人びとは、本来

的には教育実践活動の客觀化と不可分の関係にあり、どちらか

片方が埋没された姿は集團教育としての公教育の本質に沿わな

い点をもち、教育現場が権力機関の末端におとし入れられる危

険を充分にもつてゐると云える

訳です。現在、権力の分裂政策がさまざまの形をとる中で、特

に職種・職能の差異を利用する巧妙な政策が根強く行なわれて

いる実態も併せてふりかえつて考へる必要があろうと思ふ

ます。この様に発展のための多くの問題を残しながらも義務教育

の問題を残してゐるが、今後の課題な

無償の原則と高校全入の関連・位置づけ、教育をうける権利の

問題等、当面する問題が理論づけられ明日への確信となつた

等、その成果を通じ第一二次教研への期待がもたれる訳です。